

令和 7 年

郡山市教育委員会

8月定例会議事録

令和 7 年 郡山市教育委員会 8 月定例会議事録

日 時 令和 7 年 8 月 28 日（木）午後 3 時

場 所 郡山市教育委員会室（郡山市役所本庁舎 5 階）

出席委員 教 育 長 早 崎 保 夫 教 育 長 藤 田 浩 志
職務代理者

委 員 阿 部 亜 巳 委 員 田 中 里 香

委 員 見 越 大 樹 委 員 佐 々 木 貞 子

出 席 者	教育総務部長	渡 部 洋 之
	学校教育部長	二 瓶 元 嘉
	教育総務部次長兼総務課長	武 田 正 俊
	学校教育部次長（（併）こども部次長）	宗 形 直 美
	こども部次長（（併）学校教育部次長）	伊 藤 克 也
	生涯学習課長	吉 成 和 弘
	中央公民館長	片 平 力 也
	中央図書館長	若 穂 囲 豊
	美術館館長	永 山 多 貴 子
	学校管理課長	遠 藤 修
	学校教育推進課長	佐 藤 崇 史
	総合教育支援センター所長	石 井 研 也
	教育総務部総務課長補佐	鹿 俣 洋
	学校教育部学校管理課長補佐	阿 部 義 登
	教育研修センター指導主事	柳 沼 利 尚
	教育総務部総務課総務管理係長	安 彦 直 人

書 記 鈴 木 基 裕

会 議 次 第

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 教育長の報告

4 議 事

議案第 29 号 令和 7 年度郡山市教育委員会表彰受賞者の決定について

議案第 30 号 郡山市教育委員会の権限に属する令和 6 年度事務の管理及び執行の
状況の点検及び評価について

議案第 31 号 令和 8 年度使用特別支援学級教科用図書の採択について

5 そ の 他

(1) 令和 7 年度 7 月（1 学期）の不登校調査結果報告

6 閉 会

教 育 長 本日は、傍聴人はおられません。
只今から、郡山市教育委員会令和 7 年 8 月定例会を開会いたします。
本日は、欠席委員がございませんので、本定例会は成立いたします。
はじめに、令和 7 年 7 月定例会の議事録の承認についてですが、何か
御意見はございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。
令和 7 年 7 月定例会の議事録については、配付のとおり決定することに
御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認め、そのように決しました。
教育長報告として、私から 4 点報告させていただきます。
1 点目ですが、福島県市町村教育委員会協議会で決議した事項について、
様々な関係団体に要望書を提出してまいりました。そのうち、県の
教育長をはじめ、幹部職員とは 1 時間ほど話し合いの場をもてましたので、
私どもから直接要望書の内容を説明してまいりました。
2 点目については、「郡山の教育」実践発表会についてです。今年度は、
渋谷区教育委員会に講演を行っていただきました。渋谷区は、大胆な教

育を行っています。月曜日から金曜日までの午前中1校時目から4校時目までは通常の国語数学英語理科社会の授業を行い、午後はほぼ全て探究学習の時間に充てているということです。総合学習の時間と各教科から少しずつ時間を割いて、その時間を設けているようで、大変進んだ取組について発表を聞かせていただきました。また、3校の郡山市立小中学校の発表を聞いたところです。

3点目については、郡山市立学校教頭会議についてです。教育長に就任して初めて教頭先生方と話をしました。教育は人なりというところで、心身ともに未成熟な子どもたちと接する私たちは、高い倫理観を持たなければなりません。そのため、不祥事防止について指示をしたところです。

4点目は、郡山ユースカウンスル2025についてです。郡山市内の各中学校から中学校2年生1名ずつ参加をしていただき、2日間にわたって本市教育に対する提言をまとめ、私を含め幹部職員でその提言を受けてきました。詳細は、後ほど担当課から説明があります。

教 育 長

続きまして、「4 議事」に入ります。本定例会には、議案第29号「令和7年度郡山市教育委員会表彰受賞者の決定について」、議案第30号「郡山市教育委員会の権限に属する令和6年度事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」、議案第31号「令和8年度使用特別支援学級教科用図書の採択について」以上、議案3件が提出されております。

また、その他として、(1)「令和7年度7月(1学期)の不登校調査結果報告」以上、1件が提出されております。

議事の「議案第29号」については人事案件、「議案第30号」については郡山市議会9月定例会への提出案件であることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」の規定に基づき、非公開にすべき案件と考えられます。委員の皆様にお諮りいたします。「議案第29号」及び「議案第30号」について、非公開とすることに対し、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

教 育 長

出席者の3分の2以上の賛成でありますので、「議案第29号」及び「議案第30号」については、非公開とすることに決しました。つきましては、非公開の案件については、後ほど「5 その他(1)」終了後に審議することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認め、はじめに、議案第31号「令和8年度使用特別支援学級教科用図書の採択について」、事務局の説明を求めます。

学校教育推進課長 議案第31号「令和8年度使用特別支援学級教科用図書の採択について」御説明いたします。小学校・中学校・義務教育学校の特別支援学級におきましては、教科により当該学年用の教科用図書を使用することが適当でないという場合については、児童生徒の実態に応じて、文部科学省の検定を経た教科用図書の下学年用のものいわゆる検定本、この検定本を選択できない場合は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書いわゆる星本、さらに児童生徒の障害の程度に違いがあることからこの星本も選択できないという場合には検定本以外の本等の一般図書を採択してよいということになってございます。参考のため、2種類のサンプル図書を借用してまいりまして、委員の皆様の席に準備させていただいております。この後説明いたしますが、それぞれの学校から申請・採択の希望をいただいたものになってございます。表紙に星印が記載されている図書は、文部科学省が著作権を有する教科用図書星本と呼ばれるものでございます。一方星印が記載されていない図書につきましては、先ほど申しました本等の一般図書と呼ばれるものでございます。手にとってご覧いただければと思います。採択の方法といたしましては、特別支援学級のある各学校が児童生徒の障害の程度に応じた図書を選定し、教育委員会へ内申したものに付きまして、採択の決定をすることとなってございます。小学校におきましては、一般図書の欄に丸がついてございます芳賀小学校、赤木小学校、薫小学校が福島県教育委員会が調査研究をした117冊の一般図書から選定をしております。なお、福島県教育委員会が調査研究をしていない一般図書を選定した学校はございません。中学校におきましては、安積中学校、大槻中学校が著作本いわゆる星本を選定してございます。各学校におきまして、それぞれの子どもたちの実態を考慮し、選定してものでございますので、資料のとりの採択をお願いしたいと存じます。

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。

「議案第31号」については、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、「議案第31号」については、原案のとおり決しました。

次に「5 その他」に入ります。(1)「令和7年度7月(1学期)の不登校調査結果報告」について、事務局の説明を求めます。

総合教育支援センター所長

令和7年度の1学期末不登校児童生徒の状況について御報告いたします。不登校者数は昨年度同日より、小学校で30名増、中学校で22名減、合わせて8名増の513名です。新たな不登校児童生徒は、昨年度の同時期より小学校で23名増の46名、中学校で4名減の28名となっております。各学校へは、長期休業明けは自殺者や不登校児童生徒が増加傾向にあることから9月1日から9月26日までの約1ヶ月間、心身の健康状態を可視化するツール「スマイルチェック」を活用し、小さなSOSを見逃さずチーム学校で支援し、不登校児童生徒の早期発見・早期対応に努めること、さらに不登校対策シートを活用し1学期末における不登校児童生徒の分析を行い、今後の不登校対策についてまとめ、教職員間に共有するとともに、新たな不登校を出さないための取り組みを推進することを校長会議、教頭会議を通してお願いをしたところでございます。総合教育支援センターとしましても不登校の実態把握に努めるとともに、不登校児童生徒が通級する適応指導教室ふれあい学級、方部分室、サテライト分室等の機能のさらなる充実に努めてまいります。以上でございます。

教 育 長 説明が終了しました。委員の皆様、質問等ございますか。

田 中 委 員 新たな不登校児童の表ですが、小学校5年生と中学校2年生は、他の学年に比べてかなり多いというデータになっていますが、これは毎年の傾向なのでしょうか。また、原因としてどういったことが考えられるのでしょうか。

総合教育支援センター所長

前年に不登校ではなく、病気その他の理由で登校していない児童生徒

を、今回は不登校と認知をし、積極的に支援をする学校が増えてきておりまして、そのような状況で多くなっているというのも一つの原因となっております。毎年この学年ということはないのですが、小学3年生5年生、中学校1年生といったいわゆるクラスが変わる学年時に新たな不登校児童生徒が多いという状況です。昨年度につきましては、小学校5年生が、中学校においては中学1年生が多いという状況でございました。

田 中 委 員 不登校改善傾向の児童生徒数が徐々に増えているのはこういった対策をしているのでしょうか。

総合教育支援センター所長 各学校において、特に中学校においてはスペシャルサポートルームを設置し、それぞれの子どもの実態に応じた支援を行っております。また、総合教育支援センターにおきましても先ほどお話をさせていただいた総合教育支援センター内にあるふれあい学級、各公民館と地域の公民館を活用した方部分室、一番敷居が低く週に1回行っております誰でも通うことができるサテライト分室、これらを活用し、その子どもの実態に応じた支援をできるような居場所作りをしていることが少しずつ成果として現れているのではないかと考えております

教 育 長 その他、御意見等がありますでしょうか。

見 越 委 員 小学1年生の不登校が7月時点で5名いるということですが、原因、理由が分かれば教えてください。小学1年生であれば、親が言えば学校に行くようになると思いますので、不登校になるのはどのような理由があるのでしょうか。

総合教育支援センター所長 既に幼稚園、保育園から不登園になっている児童が多いです。親が学校に行かせなくてもいいという考えがあります。ただし、学校でいろいろな関係機関が、子ども、保護者と連携を図りながら対応し、改善傾向に向かっている1年生の児童もいるというような状況です。小学校に入る前の段階から、いろんな家庭の環境による不登校というのが多い状況です。

見 越 委 員 本人に何か特徴があるのではなく、家庭に何か特徴があるということでしょうか。

総合教育支援センター所長

児童本人が行きたくないということもありますが、保護者が学校に行かせなくてもいいという考えをもっているところがございます。

見 越 委 員

学校の先生も保護者に対してその考えを改めるようしていると思いますが、なかなかうまくいかないということでしょうか。

総合教育支援センター所長

学校の先生も保護者に対して、その考えを改めるよう努力し、粘り強く対応することで改善傾向がみられることもあります。今後も小学校との連携を図りながら、改善できるような方向に進んでいきたいと考えています。

教 育 長

小学校1年生になった時に、不登校になってしまう実例がありますので、幼保小の架け橋プログラムの充実を我々も望んでいきたいと思っています。

教 育 長

その他、御意見等がありますでしょうか。

(なし)

教 育 長

それでは、先ほど非公開としました議事の審議に入ります。本日は、傍聴人がおりませんので直ちに審議に入ります。

(「議案第29号」及び「議案第30号」を非公開で審議し、全会一致で原案のとおり承認)

教 育 長

本定例会に提出された案件は以上となります。その他、委員の皆様から御意見等ありますか。

(なし)

教 育 長

事務局から他にありますか。

(なし)

教 育 長

以上で郡山市教育委員会令和7年8月定例会を閉会いたします。

終了時刻 午後3時35分

